



特許審査迅速化の流れの中で ～切り札登場、滞貨切り崩しの兆しも～

特許審査第二部長 新井 正男

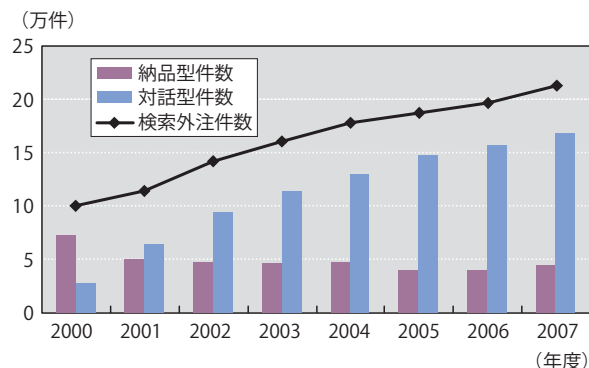
私が特許庁に入庁して以来30年近くが経ちますが、この間、審査的的確性の維持・向上を図りつつ、常に「滞貨」(審査順番待ち件数)という「波」に追いかけられながら審査業務に取り組んできた感があります。特許庁として、これまで様々な施策に取り組んできたと思います。特許審査迅速化という面で私が思いつくワーディングだけでも、ペーパーレス計画、FI・Fターム、出願・審査請求構造改革、審査官増員、検索外注、審査調査員制度……、また個別の出願が対象になりますが、早期審査制度、優先審査制度、最近では、特許審査ハイウェイなどもあげることができるかと思います。既にご存知の内容ばかりだと思いますが、PRも兼ねて、特許審査迅速化、とりわけ審査実務面で馴染みある施策について、私なりの記憶をベースに最近までを振り返り、併せて新たに取組み始めた施策もご紹介したいと思います。

審査全体迅速化の代表 ⇒ 検索外注

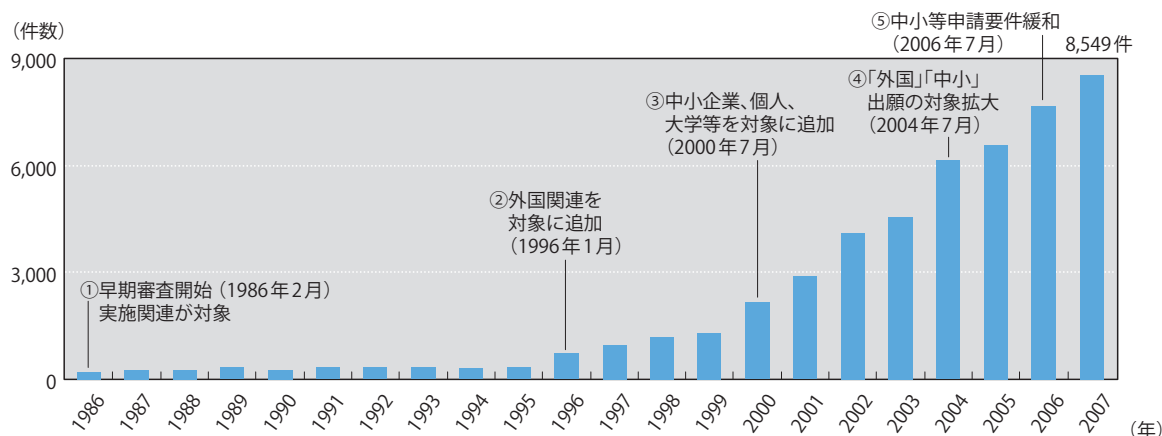
検索外注を例にとれば、財団法人工業所有権情報センター(略称:IPCC)で、まず特定の数分野について、Fタームを用いた検索性能や審査効率への貢献度などを検証し、そのような試行過程を経て1989年から本格実施に移行しました。当時は、特定分野で数千件規模の検索外注件数でしたが、現在では全分野を対象に22万件を越える規模にまで達し、一次審査件数の70%近くを占める、特許審査迅速化施策の代表選手になっています。このように拡大してきた背景には、特許庁による予算獲得等の強化策はもちろんですが、その受け皿となる

IPCC自身による体制強化などの取組み努力や、2004年からの登録調査機関制度の導入～一定の登録要件を備えていれば民間企業でも参入可能というもののですが～といった制度改革による効果があります。徐々に民間企業の参加も増え、現在では、IPCCも含めて8登録調査機関に及んでいます。

もちろん、単に件数規模拡大だけではなく様々な創意工夫がなされてきました。開始して10年ほどは、調査結果を報告書にまとめて審査部に提出する形式の「納品型外注」(いわゆるサーチレポート提出形式)でしたが、更なる審査の効率化という観点から、1999年に、サーチレポートの提出に先立ち調査業務実施者(いわゆるサーチャー)が担当審査官に口頭説明する形式の「対話型外注」が導入されました。以来、「対話型外注」規模が徐々に拡大し、現在では検索外注件数全体の80%にまで至り、定着化しているのはご承知のとおりです。



【検索外注件数の推移】



【早期審査の申請件数推移】

個別出願迅速化の代表 ⇒ 早期審査

このような検索外注をはじめ大方の施策は審査処理全体の迅速化をねらったものといえますが、一方で、特定の出願を他出願に優先して早期に審査する、早期審査制度があります。

早期の戦略的特許取得という産業界のニーズを踏まえて、1986年2月、「実施関連」(その発明を実施している出願 (早期審査申請から2年以内に実施予定のものも含む)) という要件を満たす出願を対象に、「早期審査に関する事情説明書」の提出・公開という透明性を確保する形で早期審査制度が開始されました。ただ、実施関連情報の公表は、ある意味で出願人の事業戦略の一端を世間に知らしめることにつながるおそれもあったか、開始以来数百件規模という状況が続き、その利用は伸び悩み状態でした。

そのような状況も踏まえ、その後いくつかの改善を図ってきましたが、特に1996年1月には「外国関連出願」、2000年7月には「中小企業・大学等」へとそれまでの「実施関連」から対象とする要件を拡大し、更に2004年7月には外国関連や中小企業の出願対象範囲を拡大することにより、現在では8,000件を越える規模で利用されています。

迅速化への新たな切り札 ⇒ スーパー早期審査

特許庁では、これまで企業や業界、弁理士等との意見

交換を通じて様々なニーズを吸上げ、必要なものについては施策に反映すべく取組んできました。とりわけ、昨年はiPS細胞関連技術を中心とした先端技術分野では国際競争力との関係もあって早期権利化のニーズが以前にも増して高まりました。

この点については、昨年12月に特許庁に設置された「イノベーションと知財政策に関する研究会」(座長：野間口 有 三菱電機株式会社取締役会長) でも議論され、その最終報告書 (本年8月8日に特許庁HPで公表) の中で提言2として記載されております。

提言2：「出願人の多様なニーズに応じた審査体制を整備する(メリハリの効いた特許審査迅速化)」
(以下提言内容より抜粋)
現行の早期審査制度よりも更に迅速な審査を行う、スーパー早期審査制度を導入する。

出願人のニーズはまさに多様で、今後、迅速化とは対称位置にある着手時期を遅らせるなど、多段階に着手時期が選択できる制度導入、といったニーズも出てくるかもしれません。引き続き各種ニーズの把握に努め、適切に見極めていくことが重要になりますが、この迅速化については、「スーパー」ということで特出し的に提言されています。

また、今年の「知的財産推進計画2008」の中でも、同様の内容が記載されています。

「出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する」

限られた審査資源の下で出願人の満足度を最大化するためには、……中略……権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備することが必要である。このため、2008年度中に、現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度の試行を行う。

以上のような地合いに鑑み、「スーパー早期審査」ということもあり、特許庁でもスーパー早期に実施する必要があるとの認識から、現行の早期審査制度の枠内で、まずは試行的に10月から開始するという事で検討を進めてきました。その骨格は以下です。

〈審査期間〉

一次審査着手 (FA)	申請から、2週間～1 ヶ月以内
二次審査着手 (再着手)	出願人応答から、1 ヶ月以内

〈申請の要件〉

いろいろな要件のあり方が考えられますが、より重要な早期審査の対象出願であること、現行の早期審査制度との整合や試行開始の早期化などを踏まえ、現早期審査の要件を掛け合わせた、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」としています。

現行の早期審査の要件	「スーパー早期審査」の要件
①実施関連出願	① × ② 【実施】&【外国】
②外国関連出願	
③中小企業、個人、大学等	

現行の早期審査：上記①～③の何れかの要件で申請可能

〈ユーザのご理解とご協力〉

特許庁の取組み努力が必要なことはいうまでもありませんが、特許庁と出願人との事務手続き等の迅速性も必要なことから、以下の3点のご理解とご協力をあおぎながら進めていきます。

①オンライン手続きであること

スーパー早期審査の申請後になされた手続きに、書面による手続きがある場合には電子化等に要する期間が必要となります。そこで、スーパー早期審査の申請後の

全ての手続きをオンライン手続きとする出願に限っています。なお、申請前、あるいは審査最終結果後に書面手続きがあっても、対象から除外（現行の早期審査に移行）することはありません。

②出願人応答期間は30日（在外者は2 ヶ月）

実際の拒絶理由通知書には、応答の指定期間が60日（在外の場合は3 ヶ月）と記載されますが、スーパー早期審査の場合に限っては30日（在外の場合は2 ヶ月）以内との運用にご協力をいただき、意見書・補正書を提出していただくことになります。

なお、応答期間を間違えることのないように、拒絶理由通知書の中で30日（在外の場合は2 ヶ月）以内を旨とした注釈的な記載を付して明確化を図ります。

③PCT国内移行出願 (DO) は今回の試行では除外

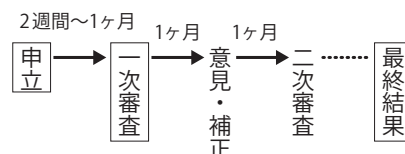
特許庁内の運用面の事情により、今回の試行では除外しています。

〈現行早期とスーパー早期のスピード比較例〉

現行：



スーパー早期：



1986年2月の早期審査制度導入以来、各種ニーズを適宜取込みながら利用性向上に努めてきました。今回の「スーパー早期審査」は、そこに、更に新たな一石を投じる施策です。戦略的に有効活用されることが期待されます。

* * *

審査部は、審査請求件数の一時的増加、いわゆる請求の「コブ」と称される「大波」も押し寄せてきた影響か

ら、滞貨件数(審査順番待ち件数)は年々増加の傾向にあり、特にここ数年は苦難の時期にありました。ただ、今年の春頃からですが、毎月の一次審査件数(OUT)が審査請求件数(IN)を僅かではありますが上回るといった逆転の兆し、月々のOUTがINを上回る滞貨切り崩しの状況に転じ始めました。個人的には、常に「波」に追いかけていたような気持ちから、「波」を追いかけるような気持ちに転じ、少し晴れ間が差し込んできたような感じがしております。これは、審査官のたゆまない取り組み努力と、これまでの様々な施策の成果が出現し始めてきたひとつの証であり、審査部全体にとって、このように目に見える成果は、ある種の達成感と次なる取り組み意欲につながるのではないかと考えています。

この2008年という年は、これまでの知的財産推進計画でも記載されているように、審査順番待ち期間を29ヶ月台にとどめる、という目標達成の節目の年であり、現在、審査部が一丸となって取り組んでいるところです。この節目の目標年を機に、これまで数々取り組んできた迅速化施策を検証して、更に広く新たな施策の可能性を探りつつ、次なる中期目標である2013年には審査順番待ち期間11ヶ月台、さらに最終目標であるゼロ達成に向けて取り組んでいくことが重要ではないかと考えています。

profile

新井 正男(あらい まさお)

昭和54年4月	特許庁入庁(審査第三部流通機器)
昭和58年4月	審査官昇任
平成9年7月	審査第二部調整課 審査企画室長
平成11年4月	総務部特許情報課 検索情報開発室長
平成13年1月	(財)日本特許情報機構 事業管理室長
平成15年1月	審判部 主席審判官(2部門)
平成15年4月	特許審査第二部 審査監理官(一般機械)
平成16年7月	総務部 技術調査課長
平成17年10月	特許審査第二部 上席審査長(生活機器)
平成19年7月	特許審査第一部 調整課長
平成20年7月	特許審査第二部 部長